

## 第 6 章 火 災 予 防

### 1. 火災予防運動

春季及び秋季の火災予防運動については、毎年火災の多発期となる3月と11月に、消防庁の提唱で全国一斉に実施されているが、本県においても県と市町村が中心となって、関係者の協力をもとに住民に対する火災予防思想の普及をはじめ、消防機関による建物の予防査察の実施、各事業所における消火、通報、避難の各種訓練等、多彩な行事を実施し、火災予防に努めている。

なお、富山県では、フェーン現象等の影響により、春の火災予防運動実施期間を3月20日～3月26日に変更し、車両火災予防運動、山火事予防運動と同時に実施している。

令和2年中の実施状況は次のとおりである。

#### (1) 春季火災予防運動

ア. 実施期間 令和2年3月20日～3月26日(全国統一実施期間は3月1日～3月7日)

イ. 統一標語 『ひとつずつ いいね！で確認 火の用心』

ウ. 重点目標

- (ア) 住宅防火対策の推進(住宅用火災警報器設置、維持管理の徹底等)
- (イ) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (ウ) 放火火災防止対策の推進
- (エ) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (オ) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (カ) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (キ) 林野火災予防対策の推進

エ. 期間中の火災発生件数4件 期間中の死傷者(死者0名、負傷者1名)

#### (2) 秋季火災予防運動

ア. 実施期間 令和2年11月9日～11月15日(全国統一実施期間と同じ)

イ. 統一標語 『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

ウ. 重点目標

- (ア) 住宅防火対策の推進(住宅用火災警報器設置、維持管理の徹底等)
- (イ) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (ウ) 放火火災防止対策の推進
- (エ) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (オ) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (カ) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

エ. 期間中の火災発生件数5件 期間中の死傷者(死者0名、負傷者2名)

(令和2年春 期間中3/20～3/26)

火災種別	火災件数	死者	負傷者	備考
建 物	2	0	1	
住宅	2	0	0	
林 野	0	0	0	
車 両	0	0	0	
船 舶	0	0	0	
航空機	0	0	0	
その他	2	0	0	
計	4	0	1	

(令和2年秋 期間中11/9～11/15)

火災種別	火災件数	死者	負傷者	備考
建 物	5	0	2	
住宅	2	0	1	
林 野	0	0	0	
車 両	0	0	0	
船 舶	0	0	0	
航空機	0	0	0	
その他	0	0	0	
計	5	0	2	

### (3) 車両火災予防運動

ア. 実施期間 令和2年3月20日～3月26日

#### イ. 重点推進項目

- (ア) 駅舎及びトンネルの防火安全対策の徹底
- (イ) 危険物品の車両内への持込み禁止
- (ウ) 車両からのたばこの投げ捨て防止
- (エ) 車両の防火安全対策の徹底
- (オ) 食堂車等における火気使用設備の点検、整備の励行
- (カ) 危険物品及び有害物品の安全輸送の励行
- (キ) 水底トンネル等における危険物等を積載する車両の通行の禁止又は制限の遵守

### (4) 山火事予防運動

ア. 実施期間 令和2年3月20日～3月26日

イ. 統一標語 『守りたい 森と未来を 炎から』

#### ウ. 重点事項

- (ア) 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- (イ) たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- (ウ) 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- (エ) 火入れを行う際は許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火設備をすること
- (オ) たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- (カ) 児童等による火遊びはさせないこと

## 2. 第65回文化財防火デー(令和2年1月26日)

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災を契機として、昭和30年以降、消防庁と文化庁の共唱により毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

本県においては、国・県指定の文化財建造物を中心として、県・消防機関等が協力して消火点検・消防訓練等を行っている。

## 3. 防火管理体制

消防法第8条は、一定の防火対象物には防火管理者を置き、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を行わせなければならないことを規定している。

令和2年3月31日現在における防火管理者を選任すべき防火対象物は甲種7,261対象物、乙種1,821対象物の計9,082で、前年度末に比べ4対象物(0.04%)減少している。このうち防火管理者が選任されている対象物は8,187対象物で、選任率は90.1%(前年89.9%)、また、消防計画届出済防火対象物は7,796対象物で、届出率は85.8%(前年85.7%)となっている。

防火管理者の選任、消防計画の届出状況は消防機関の指導により改善傾向にはあるが、不十分な面もあり、今後さらに消防機関の強力かつきめ細かい指導が望まれる。

## 4. 民間防火組織

### (1) 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、満9歳以下(小学校4年生以下)の児童、幼稚園、保育園の園児等を対象として編成されており、消防施設見学、防火教室、避難訓練、火災予防運動への参加等を行っている。

令和3年5月1日現在の結成状況は第3表のとおりで、293クラブが編成され、クラブ員は14,589名となっている。

### (2) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、10歳以上15歳以下(小学校5,6年、中学校1年～3年)の少年少女により編成され、この年代から火災予防に関する知識を習得し、学校や各家庭における火災発生を防止する目的で組織づくりが進められており、主に学校単位で結成されている。

令和3年5月1日現在の結成状況は第3表のとおりで、208クラブが結成され、22,994名のクラブ員となっており、各クラブ員は、学校教職員、消防職団員の指導のもとに消防施設見学、防火教室、避難訓練、防火ポスターや標語の作成、火災予防に関する研究発表、火災予防運動への参加等の諸活動を通じ、火災予防の重要性の習得に努めている。

また、消防庁及び県では、毎年、優良な少年消防クラブ及び指導者を表彰している。(第11章参照)

### (3) 女性防火クラブ

女性防火クラブは、火災予防の知識を養い、家庭及び地域を火災から守る目的で結成されており、消防職団員の指導のもと、家庭の防火診断、避難訓練、消火器や小型ポンプの操作方法の習得、防火研修会の開催、火災予防運動への参加等の活動を行っている。

令和3年4月1日現在の結成状況は第4表のとおりで、70クラブが結成され、29,183名のクラブ員がいる。

第1表 甲種防火対象物防火管理者選任状況

防火対象物の区分	管理権原が単一の対象物				防火管理者の選任が完全に実施されているもの				防火管理者が2人以上選任されているもの				部分的に防火管理者の選任がなされているもの			
	防火管理者 届出済 対象物数		消防計画 届出済 対象物数		対象物数		対象物数		消防計画 届出済 対象物数		対象物数		消防計画 届出済 対象物数		対象物数	
	A	令第3条 第2項 適用	令第3条 第2項 適用	令第3条 第2項 適用	B [B≥ C+D+E]	令第3条 第2項 適用	令第3条 第3項 該当	令第3条 第3項 該当	令第3条 第2項 適用	令第3条 第2項 適用	令第3条 第2項 適用	令第3条 第2項 適用	令第3条 第2項 適用	令第3条 第2項 適用	令第3条 第2項 適用	令第3条 第2項 適用
1	イ	38	38	38												
	ロ	309	309	287												
	ハ	2	2	2												
2	イ	68	67	67	1											
	ロ	23	23	23												
	ハ	38	38	35												
3	イ	322	306	287	16	14										
	ロ	982	974	932	8	3										
	ハ	297	297	294												
5	イ	437	437	382	1											
	ロ	56	55	55												
	ハ	10	10	10												
	ニ	47	46	46												
	ホ	77	76	74												
	ヘ	444	442	440	2											
	ト	1	1	1												
	チ	1	1	1												
	リ	3	3	3												
	ル	25	25	25												
	レ	124	123	116	1											
	ロ	292	292	291												
	ハ	6	6	6												
	ニ	50	50	49												
	ホ	57	57	57												
	ヘ	343	341	340												
	ト	47	47	47												
	チ	9	9	8												
	リ	31	31	31												
	ル	36	36	30												
	レ	333	333	217												
	ロ	539	539	521	1											
	ハ	3	3	3												
	ニ	8	8	7												
	ホ	76	76	70												
	ト	902	887	848	1	15	3									
	チ	975	912	841	63	21										
	リ	223	216	191	2	7	2									
	ル	1	1	1												
1602																
1603																
17		11	11	10												
高層建築物																
合計		7261	7143	6701	5	6445	5	118	45	3	62	156	22	1	96	5

第2表 乙種防火対象物防火管理者選任状況

防火 対象物 の区分	管理権原が単一の対象物				防火管理者の選任が完全に実施されているもの				部分的に防火管理者の選任がなされているもの			
	防火管理者 届出済		消防計画 届出済 対象物数		対象物数 B [B≥ C+D+E]		防火管理者が2人以上選任されているもの		消防計画		対象物数 E	
	対象物数 A	対象物数 届出済 対象物数	対象物数 届出済 対象物数	対象物数 届出済 対象物数	対象物数 届出済 対象物数	対象物数 届出済 対象物数	対象物数 届出済 対象物数	対象物数 届出済 対象物数	対象物数 届出済 対象物数	対象物数 届出済 対象物数	対象物数 届出済 対象物数	対象物数 届出済 対象物数
1	125	42	27									
1	6	6	5									
2	4	3	3									
2	2	2	2									
3	3	2	2									
4	688	578	1	546	1	6	5				1	2
4	359	273	1	256								
5	17	17	17									
5	10	6	2									
(1)												
(2)												
(3)												
(4)	4	3	3									
(1)												
(2)												
(3)												
(4)												
(5)												
(1)	23	23	22									
(2)												
(3)	6	6	6									
(4)	1	1	1									
(5)	13	12	11									
(1)	7	7	7									
(2)	16	12	10									
(1)	31	29	25									
(1)	1	1										
(1)	96	72	59									
(1)	4	4										
(1)												
(1)												
(1)	2	1										
(1)	262	175	153			1		2				
(1)	128	88	80			4	1					
(1)	8	5	3									
1602												
1603												
17	5	4	4									
高層建築物												
合計	1821	1372	1244	2	1	11	6	2	6	1	2	

第3表 幼年消防クラブ及び少年消防クラブの現況

[令和3年5月1日現在]

区分 市町村名	幼年消防クラブ		少年消防クラブ										指導者数									
	クラブ数	クラブ員数	組織別クラブ数					組織別クラブ員数					計	学校単位		その他						
			計	小学校	中学校	市町村単位	地区単位	その他	計	小学校	中学校	市町村単位		地区単位	その他		小学校	中学校				
富山市	121	9,067	91	65	26							13,389	6,687	6,702				91	65	26		
高岡市	52	1,143	25	25								2,467	2,467					100	100			
魚津市	15	1,169	4	3		1					48	22			26			4	3		1	
水見市	10	201	10	10							619	619						25	25			
滑川市	15	558	10	7		1				2	626	598			18			26	23		3	
黒部市	3	31	9	9							725	725						9	9			
砺波市	5	110	8	8							798	798						16	16			
小矢部市	8	213	5	5							410	410										
南砺市	11	329	9	8		1					698	670			28			18	16		2	
射水市	29	722	15	15							1,623	1,623						30	30			
舟橋村	1	90	1	1							116	116						2	2			
上市町	9	212	6	6							298	298						6	6			
立山町	2	56	6	6							421	421										
入善町	7	395	6	6							347	347						14	14			
朝日町	5	293	3	2	1						409	199	210					16	9	7		
砺波地域																						
富山県東部																						
新川地域																						
合計	293	14,589	208	176	27	3	2	2	22,994	16,000	6,912	72	10	357	318	33	6					

## 第4表 女性防火クラブの現況

[令和3年4月1日現在]

区分  市町村名	計		市街地		農山村地域		漁村地域		その他	
	組織数	人員数	組織数	人員数	組織数	人員数	組織数	人員数	組織数	人員数
	(ア)～(エ)	(カ)～(ケ)	(ア)	(カ)	(イ)	(キ)	(ウ)	(ク)	(エ)	(ケ)
富山市	47	27,831	47	27,831						
高岡市										
魚津市	1	5							1	5
氷見市	3	215							3	215
滑川市										
黒部市	4	208	1	175	3	33				
砺波市										
小矢部市										
南砺市	4	460			4	460				
射水市	8	101	8	101						
舟橋村										
上市町	1	17	1	17						
立山町	1	23							1	23
入善町	1	323							1	323
朝日町										
合計	70	29,183	57	28,124	7	493			6	566

## 5. 防火対象物定期点検報告制度

消防法の改正に伴い、平成15年10月1日より防火対象物定期点検報告制度が導入された。対象となる防火対象物は、(1)収容人員300人以上の特定防火対象物(消防法施行令第4条の2の2第1号該当)、(2)30人以上300人未満の防火対象物で、特定用途が3階以上の階又は地階に存するもので、階段が1つのもの(屋外に設けられた階段であれば免除)(消防法施行令第4条の2の2第2号該当)である。対象となる防火対象物の権原を有する者は、防火対象物点検資格者に年に1回の点検を依頼し、結果を消防機関へ報告しなければならない。消防機関が基準に適合したと認定した場合、防火基準点検済証を表示できる。

また、防火対象物のすべての部分が3年間継続して消防法令を遵守していると消防機関が認めた場合、特例認定を受け点検・報告が3年間免除されるとともに、防火優良認定書を表示することができる。令和2年3月31日現在の状況は第5表のとおりである。

第5表 防火基準点検済証及び防火優良認定書交付状況

(令和2年3月31日現在)

防火対象物の区分	該当防火対象物数 A [A≥B+C]				点検報告済防火対象物数 B [B≤F]						特別認定済防火対象物数 C				点検報告件数 F		認定件数 G		実施率 H (%)				
	第1号該当		第2号該当		第1号該当			第2号該当			第1号該当		第2号該当		第1号該当	第2号該当	第1号該当	第2号該当	第1号該当	第2号該当	合計		
	複数権原	単数権原	複数権原	単数権原	基準適合	複数権原	基準適合	複数権原	基準適合	複数権原	基準適合	複数権原	基準適合	第1号該当	第2号該当	第1号該当	第2号該当	第1号該当	第2号該当				
1	イ	37			11	4						21			14		6		86.5	-	86.5		
	ロ	190		3	88	39		1				57			102	1	15		76.3	33.3	75.6		
2	イ																		-	-	-		
	ロ	57	1	1	18	9	1					29			22		11		82.5	0.0	81.0		
	ハ																		-	-	-		
	ニ	2			2	1									2				100.0	-	100.0		
3	イ			4	1			1	1	1						1			-	25.0	25.0		
	ロ	9	1	36	3	1	16	6			1	6		4	16	1	1	44.4	61.1	57.8			
4	240	3	22	127	82	1	6	1			52	1	4	151	6	17	2	74.6	45.5	72.1			
5	イ	50		26	14	6		10	7			23		9	19	11	3	6	74.0	73.1	73.7		
6	イ	(1)	27		4		6	4		2	2			12		2				66.7	100.0	71.0	
		(2)			1										1					-	100.0	100.0	
		(3)	7		5	1	2					5		2	1	2		1	2	100.0	40.0	75.0	
		(4)	1		4		1	1		1	1			3		1	1		1	100.0	100.0	100.0	
	ロ	(1)	5		6					3	2			2		2		1	4	1	40.0	83.3	63.6
		(2)																		-	-	-	
		(3)																		-	-	-	
		(4)																		-	-	-	
		(5)																		-	-	-	
	ハ	(1)	2		2								2		2					1	100.0	100.0	100.0
		(2)																		-	-	-	
		(3)	8		1		3	2					2				3		1	62.5	0.0	55.6	
		(4)																		-	-	-	
	ニ	2			1	1									1					100.0	-	100.0	
	9	イ	5			4	3								4					80.0	-	80.0	
	16	イ	212	35	39	3	74	45	15	16	4		81	13	7	94	20	30	4	73.1	59.0	70.9	
16の2	1	1			1	1	1							3					100.0	-	100.0		
合計	857	41	155	5	355	198	19	57	24	1	289	14	38	1	430	63	92	17	75.1	61.3	73.0		



## 6. 消防設備士

### (1) 消防設備士試験

消防法第17条の8の規定により、消防用施設等の工事及び整備の技術基準を確保するため、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識及び技能について資格者試験を行っているもので、令和2年度の実施状況は、第6表のとおりである。

また、昭和41年以降における消防設備士免状の交付状況は、第7表のとおりである。

### (2) 消防設備士法定講習

消防設備士は、消防法第17条の10の規定により、都道府県知事が行う講習を受けなければならないこととなっているが、令和2年度の実施状況は、第8表のとおりである。

第6表 令和2年度消防設備士試験実施結果

実施日 令和2年8月22・23日、令和3年1月31日  
実施場所 富山市

区分		受験者	筆記合格者	合格率	最終合格者	最終合格率
甲種	特類	7	0	0.0%	0	0.0%
	1類	86	41	47.7%	25	29.1%
	2類	22	6	27.3%	5	22.7%
	3類	19	13	68.4%	11	57.9%
	4類	188	104	55.3%	72	38.3%
	5類	39	27	69.2%	16	41.0%
小計		361	191	52.9%	129	35.7%
乙種	1類	33	16	48.5%	10	30.3%
	2類	7	3	42.9%	2	28.6%
	3類	13	9	69.2%	8	61.5%
	4類	88	57	64.8%	25	28.4%
	5類	15	7	46.7%	4	26.7%
	6類	158	101	63.9%	68	43.0%
	7類	49	33	67.3%	30	61.2%
小計		363	226	62.3%	147	40.5%
合計		724	417	57.6%	276	38.1%

第7表 令和2年度消防設備士免状交付状況

区分	合計	甲種							乙種							
		小計	特類	1類	2類	3類	4類	5類	小計	1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類
令和2年度	145	72		12	3	9	39	9	73	4	1	5	13	1	35	14
昭和41年度からの累計	14,286	6,925	27	1,725	461	464	3,913	335	7,361	509	132	119	1,093	188	2,866	2,454

第8表 令和2年度消防設備士法定講習実施状況

区分	受講申請者数	受講者数
消火設備	200	198
警報設備	356	355
避難設備・消火器	220	218
計	776	771

実施場所：富山市

実施日：令和2年10月2、5、14、15、16、20、21日

(注) 消火設備とは、甲・乙種1、2、3類消防設備士

警報設備とは、甲・乙種4類、乙種7類消防設備士

避難設備・消火器とは、甲・乙種5類、乙種6類消防設備士

## 7. 第66回富山県小学生火災予防研究発表大会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止とした。

## 8. 令和2年度富山県小中学生防火ポスター図案審査会

毎年、県内の各消防(署)本部が募集した防火ポスターのうち優良と認められたものを県が募集し、審査のうえ優秀な作品を表彰している。

ア. 日 時 令和2年12月14日

イ. 場 所 富山県防災センター

ウ. 応募数 小学生:41点(応募総数2,427点)、中学生:29点(応募総数863点) 計70点

エ. 配 付 中学生の部の最優秀作品を約3,800枚印刷し、消防(署)本部を通じて関係機関に配付

オ. 展 示 ・富山県広域消防防災センター四季防災館(令和3年2月2日～2月28日)

・総曲輪フェリオ(令和3年3月19日～3月28日)



最優秀作品 (小学生の部)



最優秀作品 (中学生の部)